

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への取組

反社会的勢力に対する基本方針

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への取組

現在、日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。そのような中、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しています。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる態勢整備について、リスクベースに基づいた実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る管理態勢の整備を重点施策の一つとして取り組んでおります。

具体的には、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を掲げ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、適用される関係法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を定め、管理態勢を整備しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシーについて



また、理事会において、コンプライアンス部門を統括する理事をマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の責任者（担当理事）として選任し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の統括部署を定め、情報の集約と業務意思決定機能を一元化した管理態勢を構築しており、関係各部署が連携し、当金庫が直面するリスクの特定・評価を行い、リスクに応じた低減措置を講じるなど、金融犯罪の防止に努めています。

《お客さまへのご協力のお願い》

当金庫におきましては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、すでにお取引いただいているお客さまにつきましても、継続的にお取引の目的等の確認手続きを行っており、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- お客さまとのお取引の内容、状況に応じて追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合がございます。
- ご確認手続きに際し、書類等への記載、および各種書面等のご提出をお願いする場合がございます。
- 送金（海外送金を含む）をされる際、送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や、質問へのご回答をお願いする場合がございます。
- 質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合がございます。